

教高第 1559 号
教特第 440 号
教政第 1091 号
平成 29 年 12 月 21 日

県立（特別支援）学校長 様

熊本県教育長

県立学校施設の避難所等指定における協定書等の標準仕様及び手続フローについて（通知）

このことについては、平成 28 年熊本地震の経験を踏まえ、「学校施設は災害時には避難所となりうる」という課題認識のもと、「防災型コミュニティ・スクール」等の取組を通じて、市町村防災部局等との連携強化に鋭意御尽力いただいていることと存じます。

この度、県立学校施設の避難所（緊急避難場所を含む。以下「避難所等」という。）指定における協定書等の標準仕様及び手続フローを作成しましたので、下記のとおり、関係資料を添えて通知します。

今後、各学校におかれては、それぞれの状況に応じて、下記対応例を参考に「避難所等指定及び協定締結による防災体制の充実・強化」を共通目標として、市町村の防災部局等へ積極的に働きかけていただきますようお願いいたします。

また、当該市町村防災部局等から各学校に協議の要請があった場合も、適切に御対応いただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、協定書等の標準仕様の作成とその背景、今後の各学校からの働きかけ等については、県内全ての市町村防災部局に対しても、平成 29 年 12 月 14 日に実施された説明会を活用して、既に情報提供を済ませておりますので、念のため申し添えます。

記

【対応例】

- 避難所等指定済・協定あり：市町村との見直し協議に努める
 - 避難所等指定済・協定なし：市町村への取決め（協定）要請
 - 避難所等未指定・開設あり：市町村への指定の検討要請
 - 避難所等未指定・開設なし：市町村との開設等要否協議に努める
- ※「開設」とは、平成 28 年熊本地震において市町村防災部局からの要請で実施した避難所の開設を指す。

【添付資料】

- 別添「協定書、覚書及びチェックリスト標準仕様」
- 別添「県立学校施設の避難所等指定における協定手続フロー」

【問合せ先】

教育指導局 高校教育課
高等学校教育指導係 前田、福永（内線 6655）
TEL：096-333-2685
教育指導局 特別支援教育課
特別支援教育指導班 西坂、西村（内線 6668）
TEL：096-333-2683
教育政策課 教育企画班 入田、吉野（内線 6619）
TEL：096-333-2673

災害発生時における学校施設の（福祉）避難所等利用に関する基本協定書

〇〇市（町村）（以下「甲」という。）と県立〇〇学校（以下「乙」という。）とは、災害の発生時において甲が【市町村名】地域防災計画に基づき設置する（福祉）避難所（緊急避難場所を含む。以下「（福祉）避難所等」という。）としての学校施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の学校施設を（福祉）避難所等として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

（校長との覚書の締結）

第2条 甲は、乙の学校施設を（福祉）避難所等として利用することについて乙の校長（以下「校長」という。）と、次に掲げる事項を定めた覚書を締結するものとする。

- (1) （受入対象者及び（※注：福祉避難所に限る））受入人数の目安に係る事項
- (2) 災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に関する意思決定の方法等、甲において行う（福祉）避難所等設置運営に関するマニュアル等（以下「マニュアル」という。）の整備に係る事項

- (3) 他機関との連携、移送に係る事項
- (4) 利用できる施設の範囲に係る事項
- (5) 次条第4項の規定による物資の備蓄・調達に係る事項
- (6) 甲が実施する施設・設備の整備・調達に係る事項
- (7) 甲が実施する（福祉）避難所等開設等訓練及び研修に係る事項
- (8) 第4条に規定する教育活動の早期再開への配慮に係る事項
- (9) 第5条第2項に規定する損害賠償及び第6条第2項に規定する費用負担に係る事項
- (10) その他必要な事項

（設置運営）

第3条 （福祉）避難所等の設置運営に当たっては、甲の責任において行うものとする。

- 2 （福祉）避難所等の設置運営について、校長は、甲の要請を受けたときは、授業及び業務を支障のない範囲で甲を支援するものとする。
- 3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともにマニュアルを作成することや（福祉）避難所等開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に（福祉）避難所等の運営を担い得るよう努めるものとする。
- 4 甲は、（福祉）避難所等の設置運営に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資の備蓄・調達に努めるものとする。この場合において、甲が乙の敷地又は施設に物資の備蓄等に必要な施設を設ける場合は、乙に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による目的外使用許可申請書を提出するものとする。

（設置の期間）

第4条 （福祉）避難所等の設置の期間（以下「期間」という。）は、災害の発生後避難所等を設置した日から7日を経過するまでとする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲で期間を延長できるものとする。この場合において、甲は、乙において教育活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、乙の学校施設の（福祉）避難所等としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

(福祉)避難所等の終了、損害賠償)

第5条 甲は、乙の学校施設の(福祉)避難所等としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認を受けるものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、施設・設備が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は校長の管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、同様とする。

(使用許可、費用負担)

第6条 この協定に基づき、甲が乙の学校施設を(福祉)避難所等として利用する場合は、校長は地方自治法第238条の4第7項の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は、熊本県財産条例(昭和39年条例第23号)第8条第1号の規定により無償とする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段又は口頭により申請し、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前項に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結後1年間とし、甲乙いずれから何らの意思表示がない場合は、更に1年間この協定を延長するものとし、その後もこの例による。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項その他(福祉)避難所等利用に当たって必要な事項について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 住 所
名 称
代表者職氏名 印

(乙) 住 所
名 称
代表者職氏名 印

災害発生時における学校施設の（福祉）避難所等利用に関する覚書

〇〇市（町村）（以下「甲」という。）と県立〇〇学校（以下「乙」という。）は、「災害発生時における学校施設の（福祉）避難所等利用に関する基本協定書」第2条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（受入対象者及び（※注：福祉避難所に限る））受入人数の目安）

第1条 収容できる避難住民等の（対象者は、健康上の問題がなく、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する障がい児及びその家族（以下「障がい児等」という。）とし、（※注：福祉避難所に限る。なお、「障がい」種別の限定が必要な場合は適宜追記する。））収容人数は〇〇人を目安とする。

（マニュアルの整備）

第2条 甲は、マニュアルにおいて、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 災害時対応・役割分担
- (2) 要員の確保
- (3) 連絡・運営体制
- (4) 緊急対応に関する意思決定の方法
- (5) 障がい児等に対する相談等支援体制（※注：福祉避難所に限る）
- (6) 他機関との連携、移送（、特に障がい児の状況の急変等を想定した対応（※注：福祉避難所に限る））

（利用できる施設の範囲）

第3条 （福祉）避難所（緊急避難場所を含む。以下「（福祉）避難所等」という。）として利用する学校施設は、別紙1（※例：「施設利用計画」等）に掲げるとおりとする。

（物資の備蓄・調達）

第4条 甲が実施する物資の備蓄・調達については、別紙2（例：「物資の備蓄・調達計画」等）に掲げるとおりとする。

（施設・設備の整備・調達）

第5条 甲が実施する施設・設備の整備・調達については、別紙3（例：「施設・設備の整備・調達計画」等）に掲げるとおりとする。

（（福祉）避難所等開設等訓練及び研修）

第6条 甲が実施する（福祉）避難所等開設、その他実践的な訓練及び研修については、別紙4（例：「訓練及び研修計画」等）に掲げるとおりとする。

（教育活動の早期再開への配慮）

※別紙1～4は、マニュアルで合わせて明示される等、甲、乙双方で確認できるものがあれば、それをもって充てることは可。

第7条 甲は、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所等としての機能が応急的なものであるとの認識のもと、教育活動の早期再開を前提とした避難所等の縮小・集約化・閉鎖の具体的なシミュレーションを明示するものとする。

（損害賠償及び費用負担）

第8条 甲は、避難所等として利用した際に発生した損害の賠償に当たっては、避難住民によるものの他、支援物資の搬入やボランティア・慰問活動等、避難所等利用に関連して発生する一連の活動によるものも、原則としてその対象とする。また、損害に係る賠償額及び費用負担の算定、支払いに係る手続きについては、避難所等の利用終了後、できる限り速やかに対応するよう努めるものとする。

（覚書の有効期間）

第9条 この覚書は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申出がない限り継続するものとする。ただ

し、内容については定期的に相互で確認・点検に努めるものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 住 所	
名 称	
代表者職氏名	印
(乙) 住 所	
名 称	
代表者職氏名	印

災害発生時における学校施設の（福祉）避難所等利用に関するチェックリスト

1 体制の整備

- ① （受入対象者及び（※注：福祉避難所に限る））受入人数の目安
 - 受入対象者の目安は示されているか（※注：福祉避難所に限る）
 - 受入人数の目安は示されているか
- ② 災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に関しての意思決定の方法（、障がい児及びその家族に対する相談等支援体制（※注：福祉避難所に限る））
 - （福祉）避難所等設置運営に関するマニュアル等（以下「マニュアル」という。）に以下の項目が明示されているか（又は明示することが検討されているか）、またそれは実現可能な内容か
 - 開設判断・開錠を始めとする災害時の対応
 - 学校を始めとする関係機関の役割分担
 - 災害対応要員の確保
 - 連絡・運営体制
 - 緊急対応時の意思決定の方法
 - 障がい児及びその家族に対する相談、障がい特性に配慮した環境確保等の支援体制（※注：福祉避難所に限る）
 - 医療・福祉等の専門機関との協力・連携、移送方法
 - 障がい児の状況の急変等を想定した対応（※注：福祉避難所に限る）

2 避難所等機能

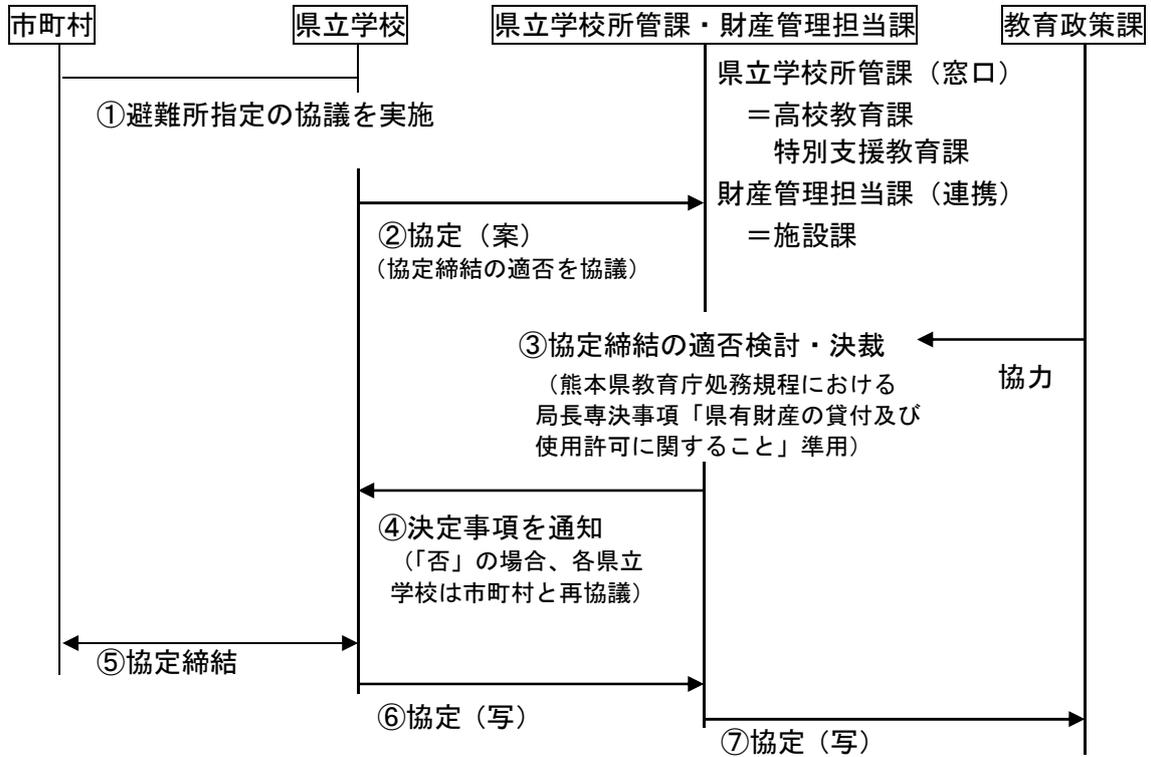
- ① 施設利用計画
 - 学校があらかじめ作成した施設利用計画を基に対応可能な範囲での調整が行えるか
- ② 物資の備蓄・調達
 - 物資の備蓄に努める意思是示されているか、あるいは調達方法は実現可能な内容か（物資の例示：食糧・水・常備薬・毛布等の必需品、パーテーション・段ボール・仮設トイレ等の災害用備品、紙おむつ等の要配慮者向け用品等）
- ③ 施設・設備の整備・調達
 - 施設・設備の整備・調達に努める意思是示されているか（施設・設備の例示：非常用用水施設・空調設備・照明・非常用電気設備・洋式トイレ・マンホールトイレ等）

3 その他

- ① （福祉）避難所等開設等訓練及び研修
 - 関係機関と連携した実践的な訓練や研修の実施方針が示されているか（特に福祉避難所においては、様々な要配慮者の特性を踏まえたものとなっているか）
- ② 学校の本来機能への配慮
 - 学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所等としての機能は応急的なものであるとの認識は示されているか（具体例：教育活動の早期再開を前提とした避難所等の縮小・集約化・閉鎖の具体的なシミュレーションが明示されている等）
- ③ 損害賠償、費用負担
 - 損害の賠償、費用負担に関する考え方や学校への配慮は示されているか（具体例：避難住民によるものの他、支援物資の搬入やボランティア・慰問活動その他、避難所等利用に関連して発生する一連の活動による損害も賠償の対象とされている。避難所等の利用終了後は速やかな精算処理に努める等）

別添「県立学校施設の避難所等指定における協定手続フロー」

県立学校施設の避難所等指定における協定手続フロー



※ 既に締結した「協定」を標準仕様に沿って見直す場合のフローも同様。